**旅客から収受する対価の種類、額及び適用方法**

旅客から収受する対価の概要（例）

**（例）**

１．「運送の対価」の種類及び額

距離制運賃

|  |  |
| --- | --- |
| 摘要 | 額 |
| ○㎞まで | ○○○円 |
| ○㎞までごとに | ○○○円 |

２．「運送の対価以外の対価」の種類及び額

介助料

|  |  |
| --- | --- |
| 摘要 | 額 |
| 1運送ごとに | ○○○円 |

３．「運送の対価」及び「運送の対価以外の対価」の適用方法

（１）距離制運賃

ア．距離制運賃は、走行距離積算計により算出する。

イ．距離制運賃は、旅客の乗車した地点から運送が終わった地点までの実車走行距離に応じて算定する。

（２）運送の対価以外の対価

ア．介助料は、介護支援専門員が作成するケアプランまたは市町が行う支援費支給決定に基づく運送以外の運送の場合に適用する。

イ．介助料は、旅客が要介護３以上、身体障害者手帳１種の場合であって、旅客の要請により運送と一体又は連続して身体の介助を行う場合に適用する。

４．その他

ア．利用者の要請により有料道路、自動車航送船、有料駐車場等を利用した場合における当該利用の実費については、利用者の負担とする。

イ．道路事情、交通規制等客観的な事情によるとき又は他に適当な方法がないためやむを得ず有料道路、自動車航送船を利用して往路若しくは復路が回送となる場合における当該利用の実費については、利用者の負担とする。